

(仮称)生駒市樹林バンク制度 要綱【素案】

(目的)

樹林の保全・育成・管理(樹林保全活動という)に関心のある市民団体・企業・自治会・学校等(樹林保全活動グループという)と、樹林地を貸してもよい若しくは手入れを必要としている「樹林地所有者」を繋ぎ、「樹林保全活動グループ」による樹林の保全を進め、もって市内の優良な樹林を次世代に引き継ぐことを目的とする。

(内容)

「樹林地所有者」と「樹林保全活動グループ」が、樹林バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議しその上で協定を締結する。協定締結後、「樹林保全活動グループ」により、市街化区域内の樹林を適正に整備する。

(対象となる樹林地)

市街化区域内の民有の樹林地。

(登録対象者の条件)

「樹林地所有者」及び「樹林保全活動グループ」で登録ができる者

「樹林地所有者」

市街化区域内に樹林を所有。

~~—樹林地の固定資産税等の免除を行わないことに同意。~~

~~—継続的に借り受けできること。~~

「樹林保全活動グループ」

下記の— から までのすべて、~~かつ、—から—までのいずれか~~を満たすこと。

~~ただし、1グループ1登録。~~

~~—グループの活動拠点が生駒市内にある、又は代表者が生駒市内に住所があるグループ。~~

目的に即した樹林保全活動を行うグループ。

組織として規約等で定めのあるグループ。

活動の目的や内容が非営利であるグループ。

5名以上の構成員がいるグループ。

~~—1年以上、市有地での樹林保全活動実績があるグループ。~~

~~—市有地での樹林保全活動実績が1年以上であるグループ体からの推薦があるグループ。~~

~~—その他、市長が認める樹林保全活動を行うグループ。~~

(登録の手続き)

登録を受けようとする「樹林地所有者」及び「樹林地保全活動グループ」は、市長に申込をする。

- (1) 樹林地の登録を希望する「樹林地所有者」は、「樹林地登録申請書」を市長に提出。
- (2) 樹林地保全活動の登録を希望する「樹林地保全活動グループ」は、「活動グループ登録申請書」を市長に提出。
- (3) 登録内容の有効期限は申請年月日から1年間とするが、**継続して登録を希望する場合は更新手続きを行う。**
- (4) 「樹林地登録申請書」受理後、樹林地の現地調査を行い、条件に適合しているときは登録を決定し、「樹林地登録通知書」を申請者に通知。
- (5) 「活動グループ登録申請書」受理後、条件に適合しているときは登録を決定し、「活動グループ登録通知書」を申請者に通知。
- (6) 登録を受けた「樹林地所有者」(樹林地登録者という)は、申請の内容に変更があった場合は、「樹林地登録(変更)申請書」を市長に提出。
- (7) 登録を受けた「樹林地保全活動グループ」(活動登録グループという)は、申請の内容に変更があった場合は、「活動グループ登録(変更)申請書」を市長に提出。
- ~~(8) 登録内容の有効期限を経過した場合、「樹林地登録者」及び「活動登録グループ」に対し、その旨を通知。~~

(登録情報の提供等)

- (1) 「樹林地登録者」及び「活動登録グループ」双方に対し、本事業の目的を達成するために必要な範囲内で、各々の登録情報を提供。
- (2) 「樹林地登録者」及び「活動登録グループ」間の協定書締結までの**情報**の調整は市が行う。

(樹林地登録者・活動登録グループへの支援)

- (1) 「活動登録グループ」に対しては、樹林地保全活動に関する情報の提供。
- (2) 「樹林地登録者」及び「活動登録グループ」に対しては、**自然生態のアドバイザーの派遣並びに司法書士の情報提供。**

(登録の抹消取消)

- (1) 「樹林地登録者」及び「活動登録グループ」から解除の申し出があったとき。
- (2) 「登録対象者」の条件を逸脱したとき。
- (3) 「樹林地登録者」が協定書を締結したとき。「樹林地登録者」及び「活動登録グループ」の双方が協定書を締結したとき。